

# 答申書（案）

令和6年3月21日

矢吹町教育委員会  
教育長 大杉 和規 様

矢吹町学校規模適正化検討委員会  
会長

## 基本方針に基づく幼稚園の適正規模・適正配置等について（答申）

令和5年6月13日付で貴職より諮問がありました、基本方針に基づく幼稚園の適正規模・適正配置等について、当委員会として慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申します。

### 【答申事項】

- (1) 基本方針に基づく幼稚園の適正規模・適正配置について
- (2) 幼稚園の適正規模・適正配置により充実を期待する教育内容について
- (3) その他幼稚園の適正規模・適正配置を検討するために必要な事項

## はじめに

全国的に進行している少子化の現状を踏まえ、矢吹町教育委員会では望ましい学校教育環境の整備に取り組むため、令和4年10月に学識経験者、幼稚園・小学校の保護者、幼稚園長・小学校長、行政区長等の委員からなる矢吹町学校規模適正化検討委員会が設置されました。令和5年2月に、「町立幼稚園の適正な規模及び配置のあり方」に関する答申を行い、令和5年4月には、「矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置の基本方針」（以下「基本方針」という。）が策定されました。

令和5年度には、基本方針を基に具体的な施策を示す「矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置計画」（以下「適正規模・適正配置計画」という。）の策定に必要な3つの項目について矢吹町教育委員会から諮詢を受け、保護者アンケートや地区別説明会、先進地園や候補地の視察等を行いながら、今後の幼児教育にふさわしい環境の整備に向けて協議を重ねてまいりました。令和5年12月には中間報告を行い、その後、実施した2回目の地区別説明会で得られた意見等を再度検討し、以下のとおり答申としてまとめました。

### 答申内容

#### （1）基本方針に基づく幼稚園の適正規模・適正配置計画について

##### ①再配置で目指す幼稚園数と実施時期

令和5年4月に策定した基本方針では、幼稚園において今後も充実した幼児教育を実現するためには、各学級において集団での遊びや学びが経験できるよう、20人程度の園児数を有する学級が編制できるような幼稚園規模を目指し、幼稚園の再配置を進めることとされています。

この点、令和5年4月時点を中心幼稚園を除き矢吹幼稚園、中畑幼稚園、三神幼稚園では概ね1学級あたりの園児数が20人を下回っており、今後も各園において園児数の減少が続くと推計されています。令和8年度には、矢吹幼稚園、中畑幼稚園、三神幼稚園の全ての学年において1学級あたりの園児数が11人未満になると見込まれており、幼児教育にとって望ましくない環境となることが懸念されます。

このような見通しを踏まえると、少なくとも今後20年間は1学級あたりの園児数を11人以上確保するためには、

- ①「令和8年度以降に矢吹幼稚園、中畑幼稚園、三神幼稚園の3園を統合し、中央幼稚園はそのまま存続させる」
- ②「令和8年度以降に矢吹幼稚園、中畑幼稚園、三神幼稚園の3園を統合し、さらに令和19年度以降に中央幼稚園を統合する（段階的統合）」
- ③「令和8年度以降に4園を1園に統合する（一括統合）」

という3つのパターンが想定されます。

そのうえで、望ましい学級規模の確保や、複数回の統合による園児や保護者の負担などを踏まえると「令和8年度以降に4園を1園に統合する（一括統合）」パターンが望ましいと考えられるため、これを基本として具体的な再配置を検討しました。

## ②幼稚園の立地場所の選定

幼稚園を再配置するにあたっては、どのような場所に幼稚園を立地するかが重要と考えられます。まず、候補地の条件としては、幼稚園設置基準に定められている面積基準を満たすことが必要となることから、想定される園児数及び学級数から敷地面積を

1,900 m<sup>2</sup>以上確保可能であることが求められます。ただし、これは園舎と園庭のみを対象とした面積基準であり、駐車場面積等を含めるとさらに2,500 m<sup>2</sup>程度必要になると考えられます。次に、民有地は用地取得の交渉・調整に長期間を要し、全地権者の同意を得られなければ事業を進められないリスクも想定されることから、既存幼稚園用地及び未利用地等の公共用地が候補地として適切であると考えます。

この2点を踏まえると、幼稚園の候補地は、矢吹幼稚園用地、中央幼稚園用地、中畠幼稚園用地、三神幼稚園用地、また、未利用地等の公共用地として旧総合運動公園用地が想定されます。なお、旧総合運動公園用地は別途「令和3年度旧総合運動公園用地内教育施設配置計画」にて施設配置案が検討されており、教育施設を東側に配置する案をA案、教育施設を西側に配置する案をB案としていることから、両案とも候補地として考えます。

以上の候補地6案の中から幼稚園の立地場所を選定するには、各候補地を一定の条件（選定条件）により定量的に比較評価することが必要となります。選定条件は、検討委員会での委員の意見や住民アンケートの結果を踏まえ、様々な観点から設定する必要があります。具体的には、①敷地条件（園の広さ）、②まちづくり（まちづくりの方向性との整合）、③通園環境（通園に関する負担）、④自然環境（周辺のみどりの豊かさ）、⑤防犯・防災（非常事態・危険への備え、被災リスクの少なさ、交通の利便性）、⑥子どもや保護者への影響（子どもの負担の少なさ、学校施設の集約化）、⑦整備事業（幼稚園の整備に係る期間を短く抑えられるか）を条件として、それぞれに評価点を設定し、特に重要な評価項目には重みづけ（評価点を2倍）を行い、評価しました。

候補地6案を選定条件に則り評点化し、定量的な比較評価を行うとともに、現地視察を行った結果、基本方針に示した幼児教育にふさわしい環境や幼稚園規模、適正な施設配置の実現が可能な場所として、旧総合運動公園用地B案がふさわしいと考えます。

## （2）幼稚園の適正規模・適正配置により充実を期待する教育内容について

町では矢吹町教育大綱に基づき「緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成」を理念として、子どもたち一人一人に「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むことを目指して教育施策が推進されています。また、保護者からは住民アンケート等を通じて「集団での遊びや活気ある行事を通じて、社会性や協調性、感受性を育んでほしい」といった意見が出されています。

これらのことから、再配置により設置する幼稚園では、子どもたちが他者との関わりのなかで主体的に自分を発揮し、心身ともに健全に育ち学ぶことのできるような幼児教育が充実されることを期待します。

また、「新しい園舎・広々とした園庭でのびのびと遊んでほしい」といった意見も多く見受けられていることから、再配置により設置する園の施設配置・諸室機能や教育内容等を検討するうえで参考にされることを望みます。

上記に加え、適正規模・適正配置計画を策定する際には、ワークショップやアンケートの実施により集約された保護者や地域住民の皆様のご意見を勘案することが必要と考えます。

### (3) その他幼稚園の適正規模・適正配置計画を検討するために必要な事項

#### ①再配置する園の運営形態

これまで、町では幼児教育・保育の提供に関して積極的に民間活力を導入し、公立保育園の民営化等を行ってきました。

この経緯を踏まえ、再配置により設置する園の運営形態について、幼稚園と認定こども園のどちらが適するか、それぞれのメリット・デメリット等を勘案しながら審議してまいりました。総合的に判断した結果、小学校教育との接続や職員配置などの観点から、運営形態は町立幼稚園がふさわしいと考えます。

#### ②町立小学校の適正規模・適正配置

町立幼稚園の再配置により4つの幼稚園が1園になるにもかかわらず、小学校進学の際に再び4小学校に分かれるということは少なからず児童に負担感を生じさせるため、町立小学校の適正規模・適正配置についてもあわせて検討を進めてください。

#### ③人員配置

町立幼稚園の再配置後には、1学級あたりの園児数が20人程度となることから、園児一人ひとりに目が行き届くように担任のほかに副担任や支援員を配置するなど教職員の配置を検討してください。

#### ④その他

再配置により設置する町立幼稚園の施設配置・諸室機能等のハード面に関する事項、通園支援の有無及び方法等については、今後再配置に関する具体的な検討を進めるなかであわせて検討が行われることを望みます。

#### おわりに

当委員会では、「子どもたちにとって何が望ましいか」という視点に立ち、議論を行つてきました。幼稚園の再配置により、地域によっては幼稚園が遠くなることで地域のつながりが薄れることや保護者の負担が増える等の不安の声も考えられますが、そうした不安を受け止めながら、幼稚園のより良い教育環境の整備及び充実した幼児教育の実現という目的のため、答申をまとめました。

今後も幼稚園の再配置を推進するにあたっては、保護者や地域住民との意思疎通を図りながら検討することを望みます。